

令和7年4月14日

改定履歴

スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業費補助金交付規定について、下記の通り改定いたしました。

改定箇所	改定前	改定後
第3条第2項で定める別表	～旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、広報費、その他諸経費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの	～旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、広報費、その他諸経費、 <u>委託・外注費</u> 、その他事業を行うために特に必要と認められるもの
第5条1項で定める様式第1 交付申請書（別紙1）	1. 間接補助事業に係る費用表内の「委託・外注費」行	<u>削除</u>
第11条第1項で定める様式第4 計画変更承認申請書（別紙）	1. 間接補助事業に係る費用表内の「委託・外注費」行	<u>削除</u>
第15条第1項で定める様式第7 実績報告書（別紙）	(2) 支出(イ) 総括表 間接補助事業に係る費用表内の「委託・外注費」行	<u>削除</u>